

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 統計データで見るごみの排出状況と課題

1. ごみ排出量の推移

(1) 総排出量、1人1日当たりの排出量の推移

本市におけるごみの年間総排出量は、家庭ごみ、事業ごみとも平成17年度以降、減少を続けており、1人1日当たり排出量^{※1}も着実に減少していますが、全国平均（1,033g：平成20年度）及び熊本県平均（893g：平成20年度）と比較すると高い水準で推移しています。

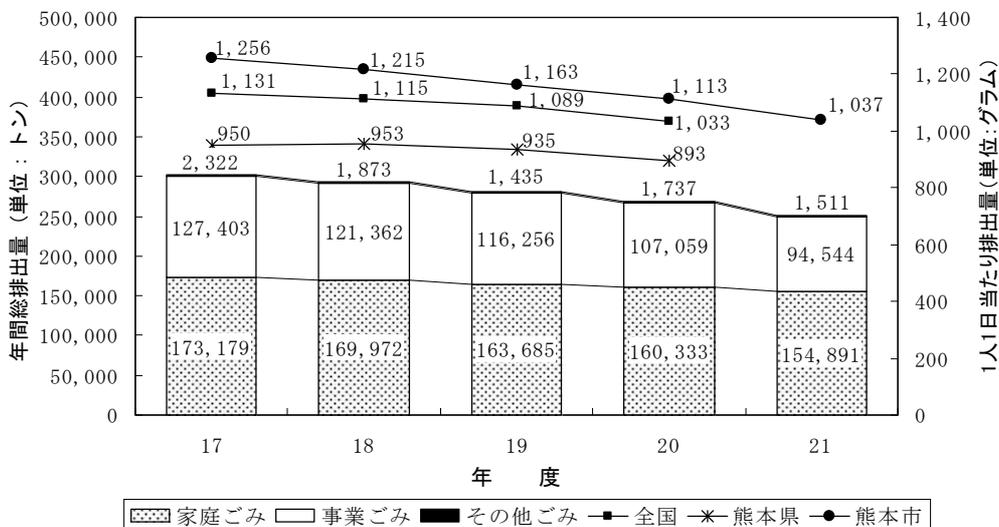
※富合・城南・植木地区におけるごみ排出状況は、巻末の資料編に掲載

ごみ排出量の推移

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
収集人口（人）	660,502	661,385	661,249	662,529	663,212
収集世帯数（世帯）	279,290	282,292	284,236	287,166	289,340
年間総排出量（t）	302,904	293,207	281,376	269,129	250,946
1人1日当たり排出量 ^{※1} （g）	1,256	1,215	1,163	1,113	1,037
○家庭ごみ					
年間総排出量（t）	173,179	169,972	163,685	160,333	154,891
1日当たり排出量（t）	474	466	448	439	424
1人1日当たり排出量 ^{※1} （g）	718	704	676	663	640
〃（資源化された量を除く（g））	641	626	608	595	559
○事業ごみ					
年間総排出量（t）	127,403	121,362	116,256	107,059	94,544
1日当たり排出量（t）	349	332	318	293	259
○その他ごみ ^{※2}					
年間総排出量（t）	2,322	1,873	1,435	1,737	1,511
1日当たり排出量（t）	6	5	4	5	4

※1 1人1日当たり排出量とは、年間総排出量（又は家庭ごみ排出量）をその年度の人口と日数で除した量である。

※2 その他ごみとは、環境美化ごみ及び災害ごみの自己搬入分である。



※棒グラフは熊本市のごみ年間の排出量を、折れ線グラフは全国・熊本県・熊本市それぞれの1人1日当たり排出量を示している。

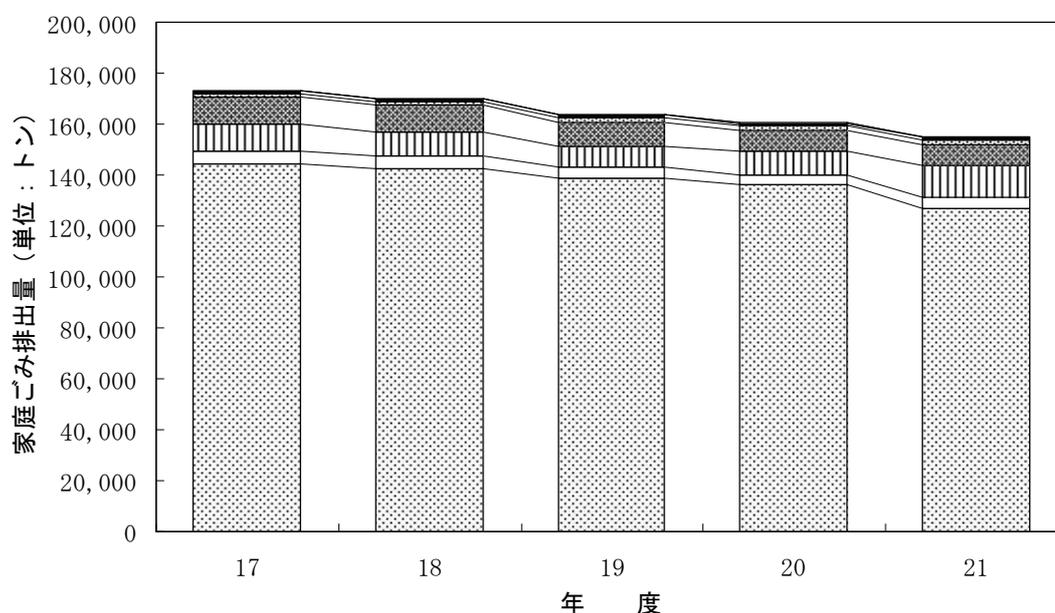
(2) 家庭ごみの排出量の推移

家庭ごみを種類別にみると、燃やすごみと埋立ごみの排出量は概ね減少傾向にあり、特に平成 21 年度の燃やすごみの排出量は大幅に減少しています。これは、平成 21 年 10 月から開始した家庭ごみ有料化による減量効果によるものと考えられます。また、紙の排出量については、持ち去り行為の増加により近年減少傾向にありましたが、平成 21 年度には大幅に増加しています。

家庭ごみ種類別排出量の推移

[単位：t]

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
燃やすごみ	144,474	142,535	138,787	135,952	127,159
埋立ごみ	5,174	4,976	4,336	4,223	4,402
紙	10,135	9,670	8,402	9,067	11,889
資源物	10,709	10,132	9,318	8,201	8,377
ペットボトル	1,524	1,495	1,816	1,644	1,676
大型ごみ	1,088	1,110	989	1,221	1,292
拠点回収	12	13	13	12	68
その他	63	41	24	13	28
合 計	173,179	169,972	163,685	160,333	154,891



燃やすごみ
 埋立ごみ
 紙
 資源物
 ペットボトル
 大型ごみ
 拠点回収
 その他

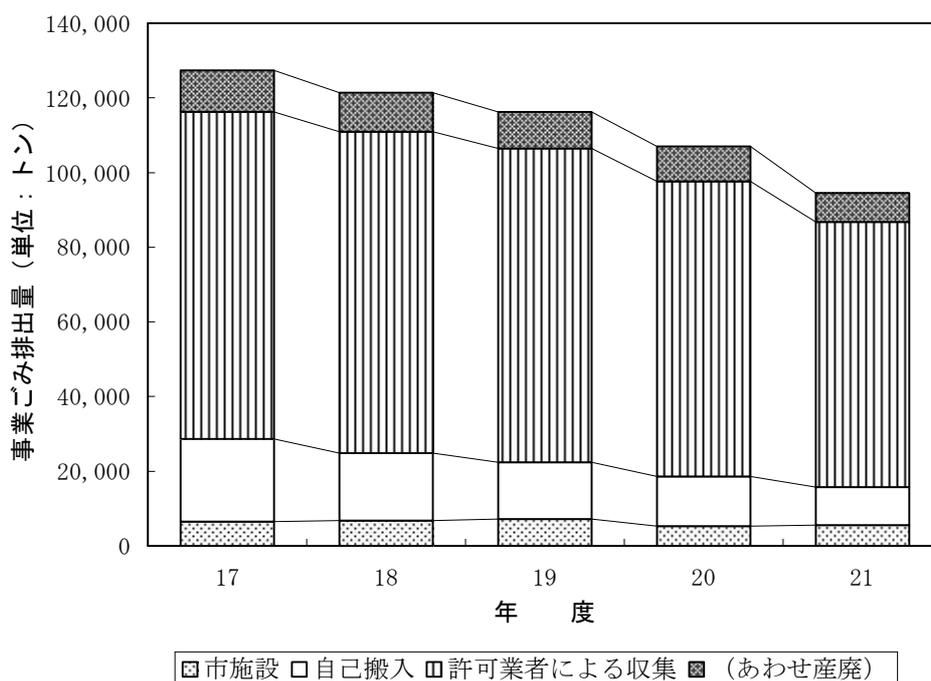
(3) 事業ごみの排出量の推移

事業ごみの排出量の推移は概ね減少傾向にあり、特に自己搬入（排出事業者等が自ら環境工場や扇田環境センターへ搬入するごみ）の量が大幅に減少しています。これは、平成20年度と平成21年度に実施した環境工場でのリサイクルできる紙の受入停止や、平成21年10月に実施した処理手数料の見直しによるものと考えられます。

事業ごみ排出量の推移

[単位：t]

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
市施設	6,498	6,725	7,254	5,260	5,602
自己搬入	22,220	18,105	15,089	13,384	10,103
許可業者による収集	87,539	86,137	84,072	79,035	71,028
(あわせ産廃)	11,146	10,395	9,841	9,380	7,811
合 計	127,403	121,362	116,256	107,059	94,544



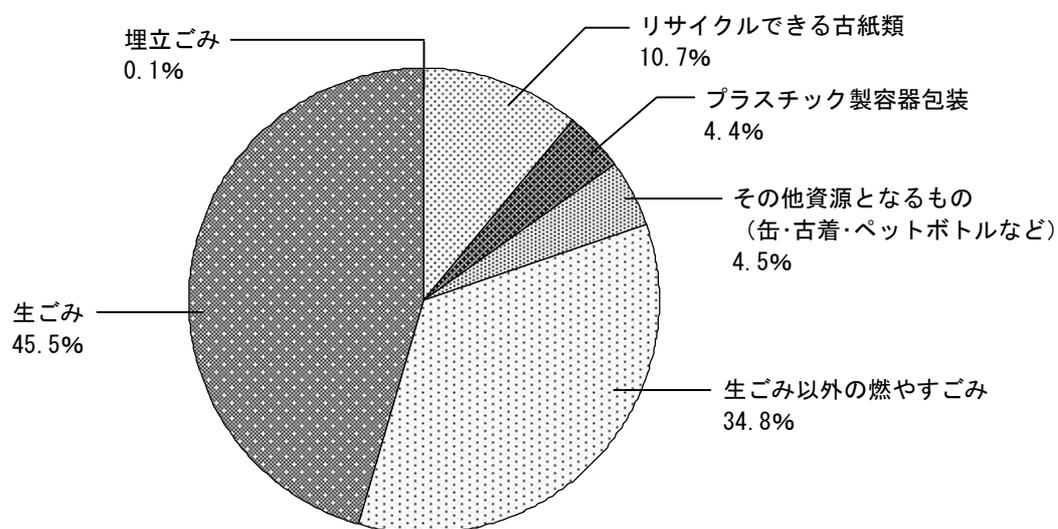
2. 家庭からの「燃やすごみ」の組成

家庭から排出された燃やすごみの中には、リサイクルできる古紙類が10.7%、また、びん・缶、古着、ペットボトルなどの資源物等も若干混入しています。(平成22年10月から分別収集を開始したプラスチック製容器包装も4.4%混入しています。)

家庭からの「燃やすごみ」の組成分析調査結果

(平成22年11月調査)

大分類	小分類	構成比 (%)
燃やすごみ	生ごみ	45.5
	木くず・草	2.2
	その他燃やすごみ	32.6
小 計		80.3
リサイクルできる古紙類	新聞紙・折込チラシ	0.9
	段ボール	0.2
	雑誌・はがき・封筒など	8.8
	紙パック	0.6
小 計		10.7
資源物	びん・缶	0.3
	古着	4.1
小 計		4.4
ペットボトル		0.1
プラスチック製容器包装		4.4
埋立ごみ		0.1



3. ごみの排出に関する課題

本市におけるごみの排出量は、現在のところ家庭ごみ、事業ごみともに減少傾向にありますが、市民1人1日当たりのごみ排出量で見ると、熊本県平均や他の中核市の量と比べると依然として高い水準で推移しており、さらなるごみの減量が必要です。

今後は市民・事業者のごみに対する意識のさらなる向上を図りながら、市民・事業者の消費行動や事業活動における、ごみの発生抑制に向けた実践活動を拡大していく必要があります。

第1章における前計画の総括や本章のごみ排出の状況を踏まえ、本計画における主な課題として次のように整理しました。

(1) ごみ減量・リサイクル推進に関する意識の向上と実践行動の定着

家庭ごみ有料化やプラスチック製容器包装の分別収集などの新たな制度の定着を図り、市民・事業者の実践行動に繋げていく必要があります。

(2) ごみの発生抑制と再使用の推進

循環型社会の構築のために必要な3つのRのうち、より重要性が高い発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の推進に取り組んでいく必要があります。

(3) 「生ごみ」の発生抑制の推進

家庭ごみのうちで大きな割合を占めている生ごみや事業所から出る食品廃棄物の発生抑制に取り組んでいく必要があります。

(4) 事業ごみのさらなる減量

本市で排出されるごみの約4割を占める事業ごみについて、発生抑制によるさらなる減量に取り組んでいく必要があります。



第2節 統計データで見るリサイクルの状況と課題

本市におけるリサイクルの状況としては、家庭ごみのうち、分別収集している「資源物」などのリサイクルと、地域で子ども会などが実施している集団回収によるリサイクルに取り組んでいます。

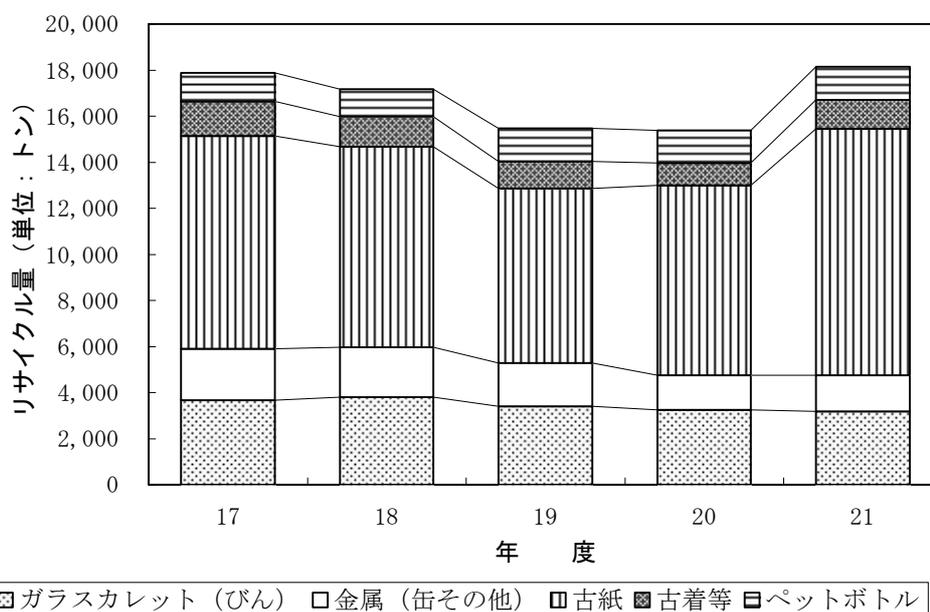
1. 資源物などのリサイクルの推移

平成19年度から平成20年度にかけて、リサイクル量が減少していますが、その要因としては、金属や古紙価格の高騰によるステーションからの持ち去り行為の増加が影響していることも考えられます。また、紙の分別徹底に関する啓発活動や家庭ごみ有料化の開始により、平成21年度における古紙のリサイクル量は大幅に増加しています。

資源物などのリサイクルの推移

〔単位：t〕

年 度	H. 17	H. 18	H. 19	H. 20	H. 21
資源化処理量	22,368	21,297	19,536	18,911	21,942
リサイクル量	17,872	17,180	15,479	15,383	18,137
ガラスカレット（びん）	3,673	3,802	3,413	3,251	3,175
金属（缶、その他）	2,222	2,166	1,864	1,499	1,585
古紙	9,237	8,703	7,592	8,252	10,696
古着等	1,517	1,311	1,159	959	1,256
ペットボトル	1,223	1,196	1,451	1,422	1,425
残さ量	4,496	4,117	4,057	3,528	3,805



2. 集団回収の推移

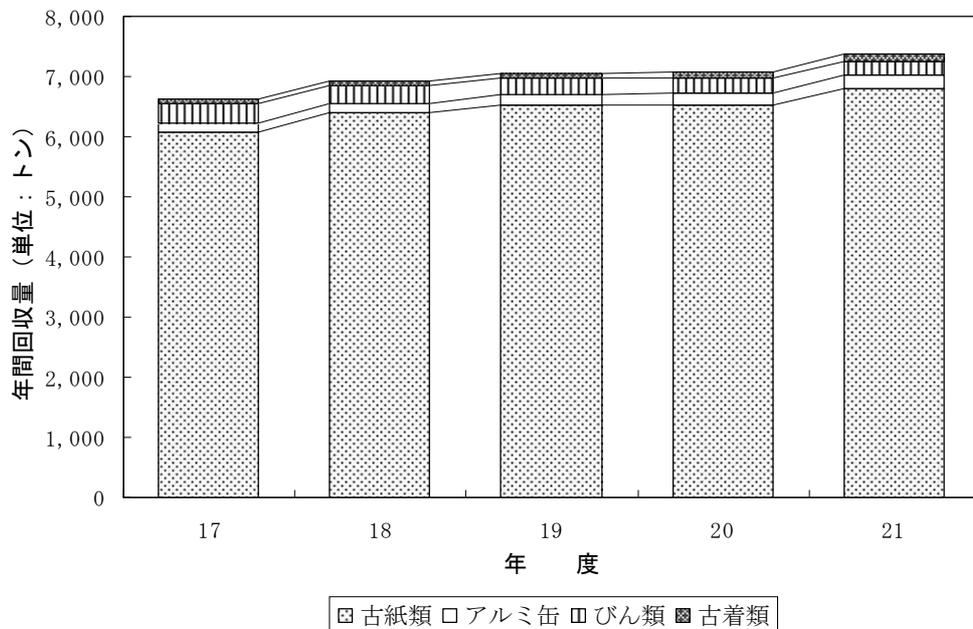
本市では、地域で子ども会などが実施している集団回収に対して、回収量などに応じた助成制度を平成4年9月から実施しています。総回収量は、制度開始から順調に増加していましたが、近年、増加量が鈍化してきたため、平成21年度に助成額の見直しや実施回数に応じた新たな助成などを開始した結果、総回収量が大幅に増加しています。

集団回収に対する助成制度の変遷

平成4年9月	制度開始	助成額：回収量1kgに対し3円
平成10年4月	助成額の見直し	助成額：古紙類の回収量1kgに対し6円、 古紙以外は回収量1kgに対し4円
平成21年7月	助成額の見直し	助成額：回収量1kgに対し6円
	助成項目の追加	①実施回数に応じた助成： 年間に3回以上集団回収を実施した団体に対し、 3回目以降の実施1回ごとに2,000円を助成 (上限24,000円) ②保管庫設置への補助 集団回収によって回収された物品の保管庫の設置 費用の2分の1(上限100,000円)を補助

集団回収実績の推移

区 分	H17		H18		H19		H20		H21	
	上半期	下半期								
登録団体数	647	652	652	653	656	660	676	689	693	713
実施団体数	504	527	515	542	523	549	535	588	572	613
総回収量(t)	6,631		6,931		7,050		7,065		7,366	
古紙類(t)	6,067		6,404		6,528		6,533		6,793	
アルミ缶(t)	160		155		167		196		225	
びん類(t)	317		294		275		254		236	
古着類(t)	87		78		80		82		112	
助成総額(千円)	38,611		40,481		41,200		41,265		46,125	



3. リサイクルに関する課題

本市におけるリサイクル量は、近年、増加傾向にあり、平成 22 年 10 月から開始したプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの成果が実績に反映されることで、さらに向上することが見込まれます。

しかしながら、前計画における家庭ごみリサイクル率の目標が達成できない見込みであることなどを踏まえれば、より一層のリサイクル推進を図っていかねばならないことは明らかであり、今後は、市民・事業者意識の向上を図りながら、可能なものはリサイクルを進めていくため、さらなる分別の徹底などの実践活動の拡大に向けた取組を推進していくことが必要です。

第 1 章における前計画の総括や本章のリサイクルの状況を踏まえ、リサイクル率を向上させるための本計画における主な課題を次のように整理しました。

(1) ごみ減量・リサイクル推進に関する意識の向上と実践行動の定着

プラスチック製容器包装や紙の分別意識の徹底を図り、市民・事業者の実践行動に繋げていく必要があります。

(2) 生ごみのリサイクルの推進

家庭ごみのうちで大きな割合を占めている生ごみや事業所から出る食品廃棄物のリサイクルに取り組んでいく必要があります。

(3) 家庭ごみのリサイクルの拡大

家庭ごみの分別徹底を図るとともに、新たなリサイクル対象品目の検討、集団回収活動の活性化及び拠点回収制度の拡充を図り、さらなるリサイクルを推進していく必要があります。

第3節 統計データ等で見るとごみ処理の状況と課題

1. ごみ処理量

本市において排出され、市が収集するか、市の施設に持ち込まれたごみは、その性状などに応じて、市の環境工場で焼却処理されるか、扇田環境センターにおいて埋立処分されるか、或いは再生資源として民間事業者に取り扱われています。

平成17年度以降、焼却処理量及び埋立処分量とも減少傾向にありますが、家庭ごみ有料化による埋立ごみの駆け込み排出の影響もあり、平成21年度の埋立処分量は増加しています。

総ごみ処理量の推移

[単位：t]

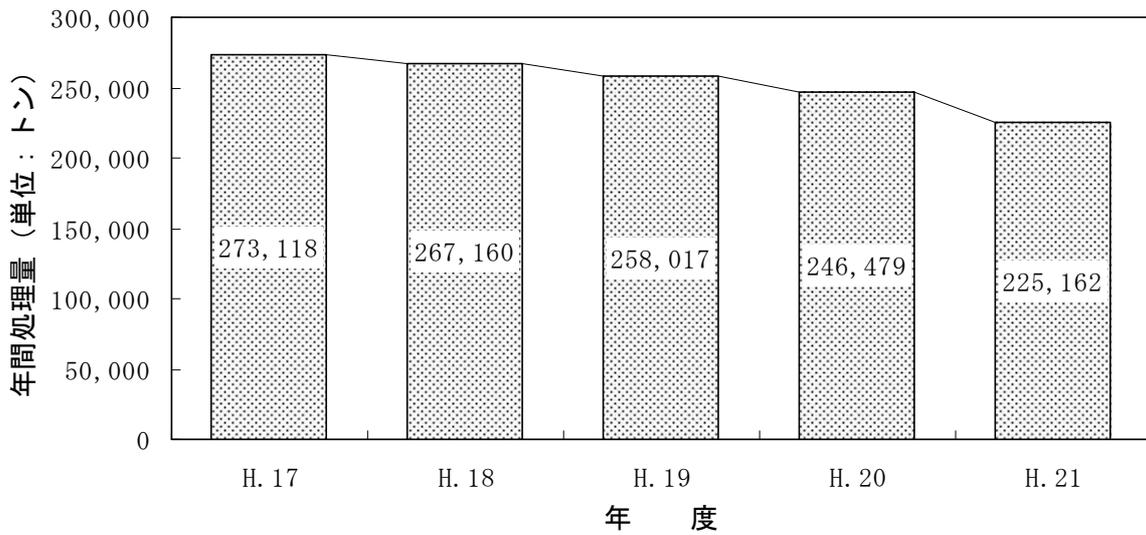
年 度	H17	H18	H19	H20	H21
総ごみ処理量	302,919	293,219	281,387	269,148	250,966
焼却処理量	273,118	267,160	258,017	246,479	225,162
埋立処分量	10,997	7,084	6,863	6,183	6,818
資源化量	18,804	18,975	16,507	16,486	18,986

家庭ごみ・事業ごみ・その他ごみの処理量の推移

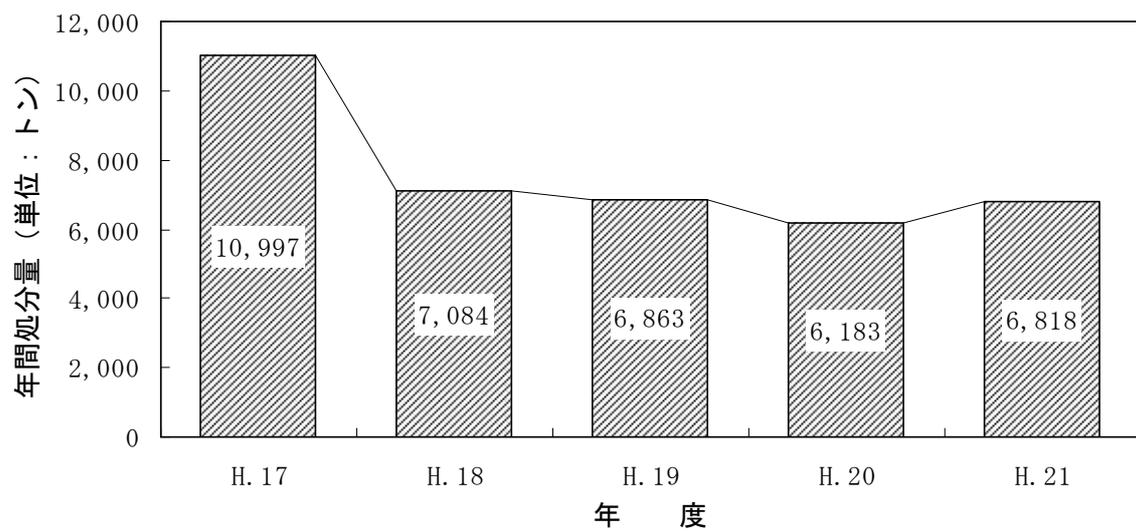
[単位：t]

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
家庭ごみ処理量	173,193	169,984	163,695	160,351	154,911
焼却処理量	148,160	146,654	142,347	139,609	130,743
埋立処分量	6,387	4,460	4,913	4,360	5,269
資源化量	18,646	18,870	16,435	16,382	18,899
資源物	8,635	8,477	7,889	7,132	7,441
紙	9,236	8,703	7,590	8,252	10,696
拠点回収	10	11	12	12	68
家電4品目	24	17	13	10	13
大型ごみ金属	128	113	105	116	104
埋立ごみ金属	580	1,530	819	860	567
モデル事業（樹木・生ごみ）	32	19	7	0	10
事業ごみ処理量	127,403	121,362	116,256	107,509	94,544
焼却処理量	123,817	119,518	114,754	105,791	93,482
埋立処分量	3,433	1,743	1,433	1,165	977
資源化量	153	101	69	103	85
その他ごみ処理量	2,322	1,873	1,435	1,737	1,511
焼却処理量	1,141	988	916	1,079	937
埋立処分量	1,177	881	517	658	572
資源化量	6	5	3	1	2

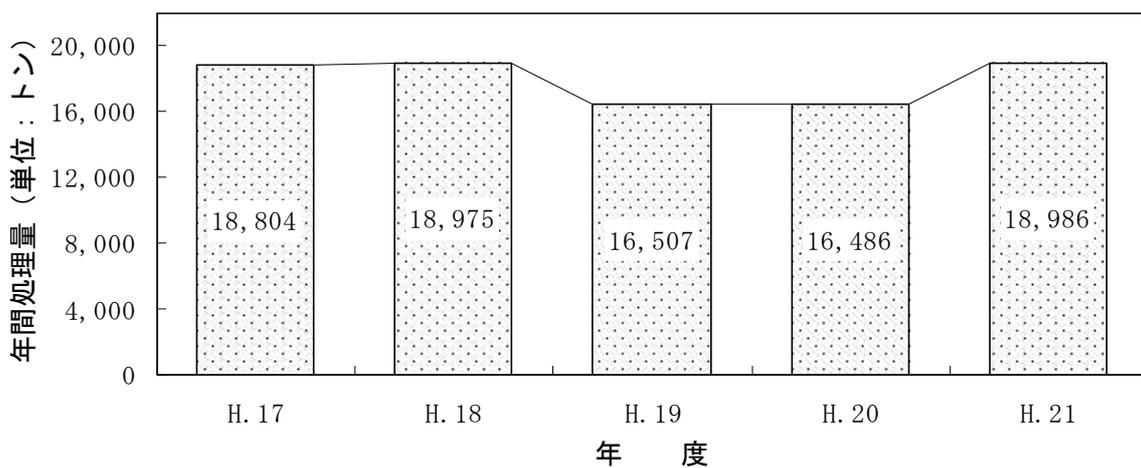
総ごみの焼却処理量の推移



総ごみの埋立処分量の推移



総ごみの資源化量の推移



2. ごみ処理経費

ごみ処理に必要な経費は、収集運搬に係る経費、中間処理（焼却処理）や最終処分（埋立処分）に係る経費などから成り立っています。

ごみ処理経費の推移を見ると平成 17 年度から平成 20 年度までは、80 億円以上で推移していましたが、施設の減価償却費の減少により、平成 21 年度においては大幅に減少しています。

ごみ処理経費の内訳（平成 21 年度）

〔単位：円〕

経費の内訳		具体的内容
ごみ処理経費	74 億	
収集運搬経費	27 億 5,000 万	・クリーンセンターの運転管理費（人件費、車両の運行や維持に関する費用、車両の減価償却費 など） ・収集運搬に関する業務の民間委託料
中間処理経費	23 億 6,800 万	・環境工場の運転管理費（人件費、施設の維持管理に関する費用、業務委託料、施設の減価償却費 など）
最終処分経費	11 億 1,400 万	・扇田環境センターの運転管理費（人件費、施設の維持管理に関する費用、業務委託料、施設の減価償却費 など）
資源化経費	3 億 800 万	・資源化処理に関する業務の民間委託料
管理経費	8 億 6,000 万	・管理部門（本庁など）の人件費や物件費

ごみ処理経費の推移

〔単位：円〕

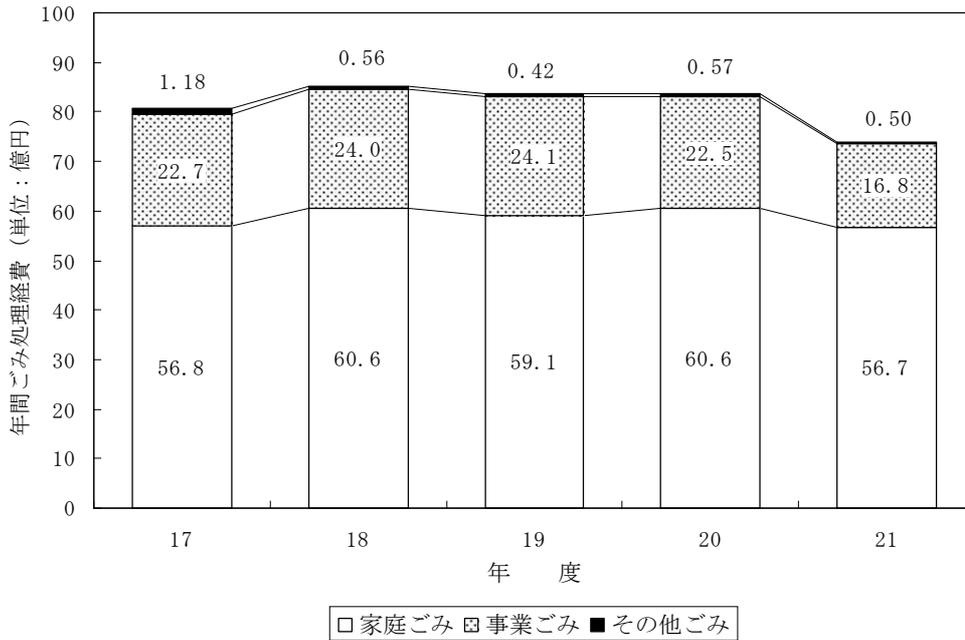
年 度	H17	H18	H19	H20	H21
ごみ処理経費	80 億 7300 万	85 億 1800 万	83 億 5600 万	83 億 7500 万	74 億
1 トン当たり処理経費	26,651	29,052	29,696	31,118	29,487
1 人当たり処理経費	12,223	12,879	12,636	12,640	11,157
1 世帯当たり処理経費	28,905	30,175	29,398	29,163	25,574

家庭ごみ・事業ごみ・その他ごみの処理経費の推移

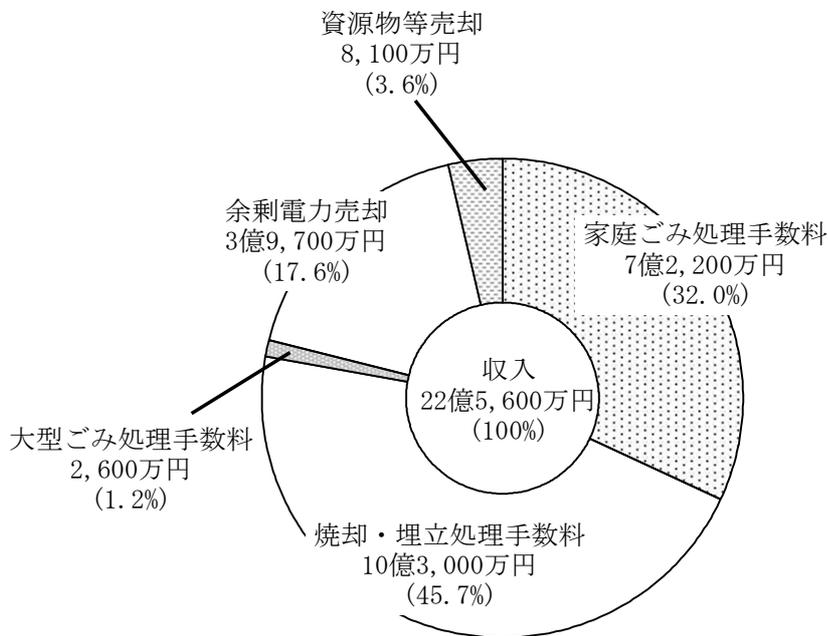
〔単位：円〕

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
家庭ごみ処理経費	56 億 8300 万	60 億 6400 万	59 億 500 万	60 億 6400 万	56 億 6700 万
1 トン当たり処理経費	32,813	35,680	36,074	37,818	36,587
1 人当たり処理経費	8,593	9,170	8,930	9,152	8,545
1 世帯当たり処理経費	20,132	21,483	20,774	21,115	19,586
事業ごみ処理経費	22 億 7200 万	23 億 9800 万	24 億 900 万	22 億 5400 万	16 億 8300 万
1 トン当たり処理経費	17,835	19,758	20,725	21,058	17,802
その他ごみ処理経費	1 億 1800 万	5600 万	4200 万	5700 万	5000 万
1 トン当たり処理経費	50,830	29,710	29,047	32,672	32,848

※平成 18 年度以降は、環境省が示した「一般廃棄物会計基準」に従って計算を行った（但し、あわせ産廃については、要する費用の合理的な按分が不可能であるため、事業ごみ処理経費に含む）。



また、ごみ処理に伴う収入には、家庭ごみ有料化による手数料収入や、資源物の売却益などがあります。平成 21 年度の収入総額とその内訳は次に示すとおりです。



3. ごみ処理の体制

(1) 家庭ごみの分別収集

本市では、家庭ごみについては、燃やすごみ、埋立ごみ、紙、資源物、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び大型ごみの7種類を基本として収集・処理しています。大型ごみは事前申込制度（有料）で戸別収集し、それ以外についてはステーション収集を行っています。

また、紙パック、白色トレイ、使用済み天ぷら油、蛍光管、乾燥生ごみ及び樹木類については拠点回収を行い、古紙類（新聞紙、雑紙、段ボール、紙パック）、ガラスびん類（一升びん、ビールびん、清涼飲料水のびんなど）、缶類（アルミ缶、スチール缶）及び布類（古着）については、集団回収も並行して行っています。

家庭ごみの分別区分（7種19分別^{※1}）

分別区分		収集体制	収集頻度	収集方法
1. 燃やすごみ	①燃やすごみ	直営・委託	週2回	ステーション収集
2. 埋立ごみ	②埋立ごみ		月2回	
3. 紙	③新聞紙・折込チラシ		週1回	
	④段ボール			
	⑤紙パック			
4. 資源物	⑥その他の紙	委託	月2回	
	⑦空きびん・空き缶			
	⑧なべ類			
	⑨古着類			
	⑩使用済み乾電池			
5. ペットボトル	⑪自転車	週1回		
6. プラスチック製容器包装 ^{※1}	⑫ペットボトル		週1回	
7. 大型ごみ	⑬プラスチック製容器包装	直営・委託	随時	事前申込・戸別収集
拠点回収	⑭大型ごみ	直営	常時	拠点回収
	⑮紙パック		週2回	
	⑯白色トレイ			
	⑰使用済み天ぷら油 ^{※3}			
	⑱蛍光管 ^{※3}	週1回		
⑲乾燥生ごみ ^{※3}	直接搬入			
	⑳樹木 ^{※3}			

※1 分別収集した空きびん・空き缶、なべ類及び大型ごみはさらに選別され、熊本市のごみは最終的に25分別されます。

※2 プラスチック製容器包装の分別収集は、平成22年10月から開始

※3 使用済み天ぷら油、蛍光管、乾燥生ごみ、樹木の拠点回収は、平成21年10月から開始

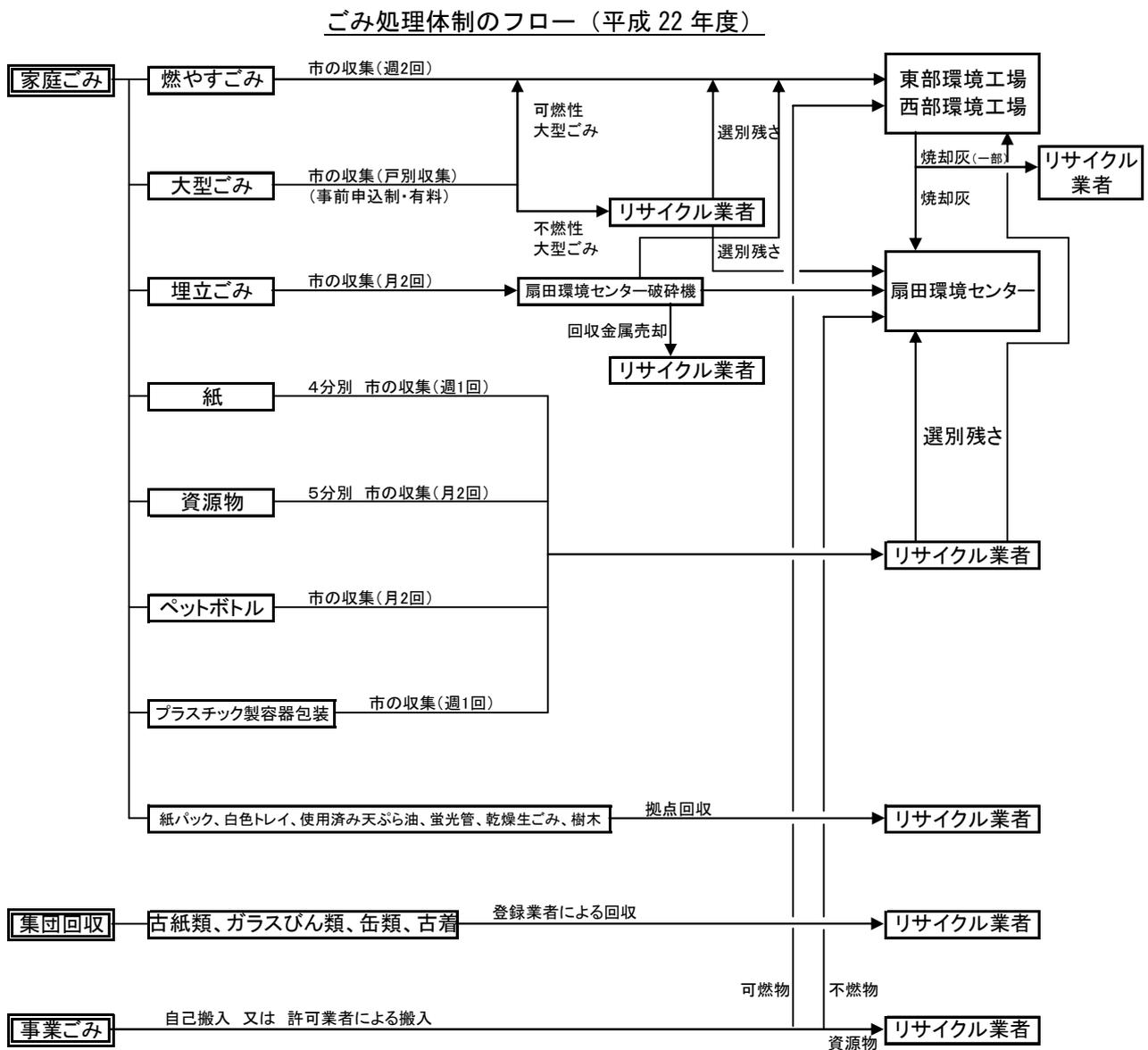
(2) 事業ごみの排出

商店、事務所、飲食店、農家などの事業活動によって出されるごみは市では収集せず、排出事業者責任[※]の原則に従い、排出事業者の自己処理、排出事業者自ら処理施設への搬入又は許可業者への委託による収集が行われています。

※排出事業者責任：廃棄物処理法第3条で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められている。

(3) ごみ処理と資源化の流れ

家庭ごみや事業ごみはそれぞれ、次の図に示すような流れで処理施設に搬入され、中間処理や資源化処理されます。



※富合・城南・植木地区におけるごみ処理体制は、巻末の資料編に掲載

また、分別収集した紙や資源物などは、民間の事業者によって次の図に示すような流れでさらに細かく選別され、資源化されます。

資源物等の資源化処理のフロー図

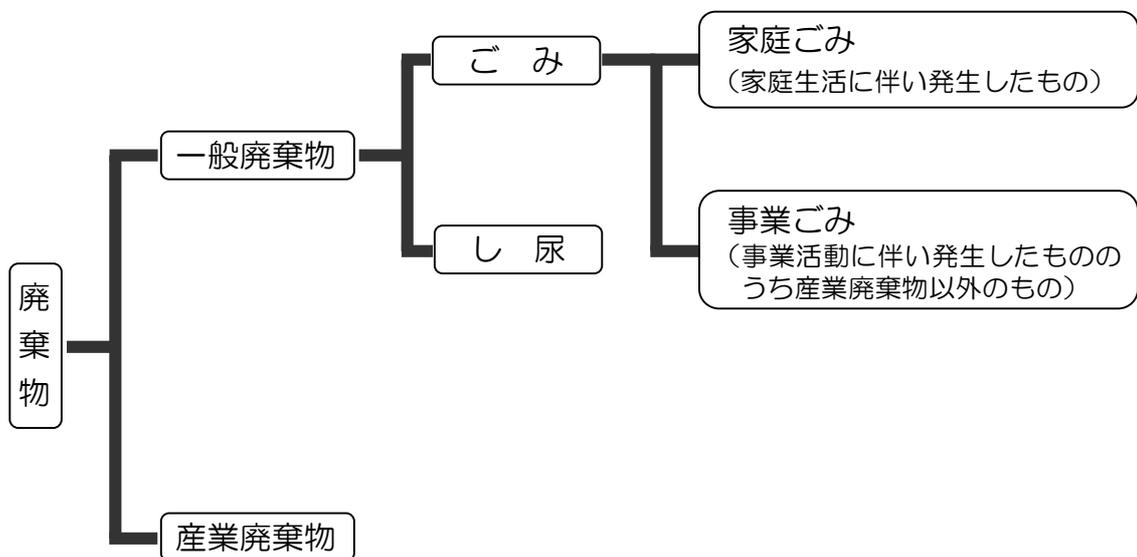
分別の種類		選別後の区分		資源化処理
資源物	空きびん・空き缶	無色びん	→ 売却 →	びん回収業者
		茶色びん		
		その他の色のびん	→ 処理委託 →	(財)日本容器包装リサイクル協会
		アルミ缶	→ 売却 →	金属回収業者
		スチール缶		
	なべ類	粗大金属	→ 売却 →	金属回収業者
	自転車			
	古着類	古着類	→ 売却 →	古着回収業者
乾電池	乾電池	→ 処理委託 →	乾電池再資源化業者	
ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	→ 売却 →	再商品化事業者
紙	新聞紙・折込チラシ	新聞紙・折込チラシ	→ 売却 →	古紙問屋
	段ボール	段ボール		
	その他の紙	その他の紙		
	紙パック	紙パック		
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	→ 処理委託 →	(財)日本容器包装リサイクル協会
拠点回収	紙パック		→ 売却 →	古紙問屋
	白色トレイ		→ 処理委託 →	再生事業者
	使用済み天ぷら油		→ 売却 →	油回収業者
	蛍光管		→ 処理委託 →	蛍光管再資源化業者
	乾燥生ごみ		→ 自家処理 →	リサイクル情報プラザ
	樹木		→ 処理委託 →	樹木再資源化業者

解説 家庭ごみと事業ごみ ～ 廃棄物の区分について

家庭生活や事業活動に伴って発生する不要物である廃棄物は、廃棄物処理法の規定により一定の区分がされています。

下の図に示しているとおり、廃棄物はまず「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに区分され、さらに「一般廃棄物」は「ごみ」と「し尿」とに区分されます。このうち「ごみ」は、家庭生活に伴って発生する「家庭ごみ」と事業活動に伴って工場・事業場から発生する「事業ごみ」とに区分されます。

排出側からの観点で言えば、家庭から排出される廃棄物は全て「家庭ごみ」ですが、工場・事業場から排出される廃棄物は、業種や廃棄しようとする物の種類によって「事業ごみ」と「産業廃棄物」に分けられているということです。



産業廃棄物の種類（業種限定有り）

紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ
動物系固形不要物	動物のふん尿	動物の死体	

産業廃棄物の種類（業種限定無し）

燃え殻	汚泥	廃油	廃酸
廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		鋳さい	がれき類
ばいじん	その他 ※	輸入された廃棄物	

※産業廃棄物を処分するために処理したもの

4. ごみ処理施設

(1) ごみ焼却施設

本市には、ごみ焼却施設として東部環境工場及び西部環境工場の2工場があります。東部環境工場は、稼動開始から16年以上が経過しているため、平成22年度中に終了する予定で、大規模改修を実施しています。西部環境工場は、昭和61年の稼動以来24年が経過し老朽化が進んでいるため、平成27年度中の竣工を目指し代替施設の整備を進めているところです。

ごみ焼却施設の概要

名 称	東部環境工場	西部環境工場
竣 工 年 月	平成6年3月	昭和61年3月
焼 却 能 力	300 t / 炉 × 2 炉 = 600 t / 日	225 t / 炉 × 2 炉 = 450 t / 日
焼 却 炉	24時間連続・ストーカー炉	24時間連続・ストーカー炉
余 熱 利 用 等	発電設備 : 10,500kw 場内外給湯 : 165万 kcal/H 地域福祉施設 : 給湯・給電 水道局戸島送水場 : 給電	発電設備 : 3,000kw 場内外給湯 : 440万 kcal/H ハウス園芸施設 : 給湯

(2) ごみ埋立施設

ごみの埋立を行う最終処分場としては、扇田環境センターがあり、平成15年3月に同センター内に新埋立地の第1期工事が竣工し、供用しています。

ごみ埋立施設の概要

名 称	扇田環境センター	
	旧埋立地	新埋立地
竣 工 年 月	昭和59年3月	平成15年3月
埋 立 期 間	昭和59年度～平成19年度	平成15年度～平成39年度(予定)
敷 地 面 積	124,660 m ²	235,700 m ²
埋 立 面 積	91,600 m ²	80,100 m ²
埋 立 総 容 積	1,580,000 m ³ (覆土を含む)	1,499,700 m ³ (覆土を含む)
埋 立 方 式	サンドイッチ・セル方式	サンドイッチ・セル方式

(3) その他の施設

本市はリサイクル施設を有していないため、資源物等の選別・圧縮加工等を民間事業者にて委託して実施しています。本市内でリサイクルを行う施設としては、民間事業者が設置している資源物等の選別施設、廃家電等の破碎施設、生ごみの堆肥化施設及び剪定木くずの破碎施設があります。

なお、本市においては、リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供するための啓発施設であるリサイクル情報プラザや東部環境工場の余熱利用施設である三山荘及び東部交流センターを整備しています。

5. ごみの処理に関する課題

本市におけるごみの処理量は、様々な啓発活動や家庭ごみ有料化などの施策によって、焼却処理量や埋立処分量は概ね減少傾向にあります。

また、直営のごみ処理施設については、老朽化した西部環境工場の代替施設の整備が計画的に進められ、扇田環境センターの第2期工事にも着手していることから、適正な処理体制がおおむね確保できている状況にあるといえます。

しかしながら、数年後には合併した富合地区、城南地区及び植木地区のごみについても処理を実施していかなければならないことを踏まえ、一般廃棄物の適正処理の体制を確保するための本計画における主な課題を次のように整理しました。

(1) 適正かつ環境に配慮した一般廃棄物処理体制の確立

一般廃棄物の収集運搬、中間処理、資源化、最終処分のそれぞれの処理について、民間処理業者との連携を図りながら、必要な体制を確立していく必要があります。

また、費用対効果等の分析を適宜実施し、ごみ処理経費の適正化を図っていく必要があります。

(2) 不法投棄等への対策や災害発生に備えたごみ処理体制の整備

不法投棄や持ち去り行為などの法令違反行為について、未然防止や取締りの体制を強化していく必要があります。

また、本市で大規模な災害が発生した場合の災害ごみの処理について、事前に体制を整えておく必要があります。

